

14 サービス提供困難時の対応

- 1 **事業の実施地域等と勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。**

提供拒否の正当な事由により、サービスの提供ができない場合であることが前提です。注意してください。

なお、適当な事業者等の紹介等は、事業者が措置を講じなければならず、相談支援事業所とも連携して対応してください。